

今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ
(平成30年6月28日中央教育審議会大学分科会将来構想部会)

国立大学の一法人複数大学制度等に係る記載

(多様性を受け止めるガバナンス)

- 複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、**一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し**、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公私立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう配意しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。

<具体的な方策>

大学等の連携・統合の可能性

1. 国立大学の一法人複数大学制の導入

- 一法人複数大学制の導入に向けて、
 - ・ 法人の長と学長の役割分担と選考の在り方
 - ・ 理事（役員会）・監事・経営協議会・教育研究評議会の在り方
 - ・ 中期目標・中期計画・評価の在り方
 - ・ 一法人複数大学を導入した法人における特例措置
- などについて検討する。

※太青字は事務局編集